

# 岐阜薬科大学同窓会会則

沿革 昭和 10 年 3 月 22 日制定

昭和 11 年 6 月 14 日一部改正

昭和 12 年 6 月 20 日改正

昭和 13 年 6 月 19 日一部改正

昭和 14 年 6 月 18 日一部改正

昭和 16 年 6 月 15 日一部改正

昭和 21 年 6 月 18 日一部改正

昭和 22 年 6 月 15 日一部改正

昭和 23 年 6 月 20 日改正

昭和 24 年 6 月 18 日一部改正

昭和 26 年 6 月 17 日一部改正

昭和 30 年 7 月 2 日 一部改正

昭和 31 年 7 月 2 日 一部改正

昭和 32 年 7 月 7 日 一部改正

昭和 34 年 6 月 27 日一部改正

昭和 36 年 6 月 10 日一部改正

昭和 37 年 6 月 16 日一部改正

昭和 40 年 6 月 19 日一部改正

昭和 49 年 5 月 8 日 一部改正

昭和 52 年 5 月 14 日一部改正

昭和 55 年 5 月 24 日一部改正

昭和 60 年 5 月 11 日一部改正

昭和 62 年 5 月 23 日一部改正

平成元年 5 月 27 日 一部改正

平成 10 年 5 月 2 日 一部改正

平成 18 年 5 月 13 日一部改正

令和 2 年 5 月 31 日 一部改正

令和 5 年 5 月 13 日 一部改正

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この会は岐阜薬科大学同窓会という。

第 2 条 この会は本部を岐阜薬科大学内に置く。所在地 岐阜市大学西 1 丁目 25 番地 4

第 3 条 この会は会員が互いに知識を交換し交誼を厚くし、かつ母校の発展のために尽力し進んで社会の文化に貢献することを目的とする。

第 4 条 この会はその目的を達するために次のことを行う。

1. 会報および会員名簿の発刊
2. 母校との連絡を図る施設
3. その他この会の目的を達するに必要なこと

## 第 2 章 会 員

第 5 条 この会は次の四種の会員で組織する。

1. 正会員 母校卒業生、母校大学院修了者  
ただし、かつて在学したことがある者で正会員になろうとする者は役員会の承認を得なければならない。
2. 特別会員 母校職員および旧職員
3. 名誉会員 この会に対し功労のあった者で総会の議決によって推薦した者
4. 準会員 母校から学位を授与された者および研究生として母校に在籍した者のうち本会に入会を希望した者、および外国人研修者として母校に在籍した者

第 6 条 会員でこの会の体面を傷つけるような行為があった時には役員会の議決によって除名することができる。

## 第 3 章 役 員

第 7 条 この会に次の役員を置く。

1. 名誉会長 1 名
1. 参与 若干名
1. 会長 1 名
1. 副会長 若干名
1. 幹事長 1 名
1. 副幹事長 若干名
1. 幹事 若干名

1. 代表評議員 1名
1. 評議員 若干名
1. 会計監査委員 若干名
1. 書記 若干名

第8条 役員は次の方法によって決める。

1. 名誉会長 母校学長を推す。
1. 参与 総会で正会員の中から選ぶ。
1. 会長 総会で正会員の中から選ぶ。
1. 副会長 総会で正会員の中から選ぶ。
1. 幹事長 幹事の中から互選し、会長にこれを委嘱する。
1. 副幹事長 幹事の中から幹事長が委嘱する。
1. 幹事 総会で正会員の中から選ぶ。
1. 代表評議員 評議員の中から会長が委嘱する。
1. 評議員 総会で会員の中から選ぶ。
1. 会計監査委員 総会で正会員の中から選ぶ。
1. 書記 母校職員の中から委嘱する。

第9条 各役員はそれぞれ次の任務をもつ。

1. 名誉会長 会務の遂行に対し意見を述べる事が出来る。
1. 参与 会長の諮問にこたえる。
1. 会長 この会を代表し、会務を統べる。
1. 副会長 会長を助け、会長に支障ある時に代理する。
1. 幹事 会務を処理する。
1. 評議員 会務を評議する。
1. 会計監査委員 会計を精査する。
1. 書記 会務に従う。

第10条 役員の任期は1カ年とし、再任をさまたげない。

ただし欠員が生じた場合は役員会に諮って補充し、これによって就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。

#### 第4章 会 議

第11条 会議を分けて定期総会、臨時総会、役員会および幹事会とする。

第12条 総会は最高の議決機関で、定期総会は原則として5年毎に開く。臨時総会は会員の5分の1以上の要求により会長が招集する。

ただし定期総会の開けない年は役員会をもってこれに代える。

第13条 総会は次のことをきめる。

1. 会則の変更と改正
2. 決算および予算
3. 基本財産に関する事
4. 役員選挙
5. その他重要な事

第14条 総会は会員の5分の1以上の出席がなければ開くことが出来ない。

ただし委任状をもって出席に代える事が出来る。

第 15 条 役員会は会長が必要と認める時および役員の 3 分の 1 以上の要求により会長が招集する。

役員会は役員の 3 分の 1 以上の出席で成立し、次のことを決める。

1. 総会に付議する議案
2. 会則および施行細則に関する事
3. その他緊急事項の協議

第 16 条 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、次のことを行なう。

1. 役員会に付議する原案の作成
2. 議決機関から与えられたことの執行
3. その他緊急事項の協議

第 17 条 会議は多数できめ、賛否同数の時は議長が決める。

## 第 5 章 会 計

第 18 条 この会の経費には入会金、会費、寄附金およびその他の収入をあてる。

会費を分ちて年会費と特別会費とし、その納入に関しては第 19 条による。

1. 入会金 3,000 円
1. 年会費 1,500 円
1. 特別会費
  - 5 年会費 6,000 円
  - 10 年会費 11,000 円
  - 15 年会費 15,000 円
  - 25 年会費 23,000 円
  - 永年会費 20,000 円 (60 歳以上)
  - 終身会費 57,000 円

第 19 条 正会員は年会費を毎年、または特別会費を一時に納入しなければならない。

正会員になろうとするものは入会金および特別会費(15 年会費、令和 3 年度～令和 5 年度の入学者は 25 年会費、令和 6 年度以降の学部入学者は終身会費、他大学からの大学院入学者は 25 年会費)を在学中に納入しなければならない。準会員の会費は正会員に準ずる。

一度収めた会費は返さない。

第 20 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

第 21 条 この会には基本財産を設け、特別会計とする。

基本財産は総会の議決を経なければ使用することは出来ない。

第 22 条 この会に岐阜薬科大学同窓会教育・研究基金(教育・研究基金)を設け、特別会計とする。

岐阜薬科大学同窓会教育・研究基金について

(設置)

1. 岐阜薬科大学の教育・研究に必要な経費の補充のため岐阜薬科大学同窓会教育・研究基金(教育・研究基金)を設置する。
2. 教育・研究基金として積み立てる資金は、用途を限定しない岐阜薬科大学における教育・研究基金に関する寄附金によるものとする。

(管理)

1. 教育・研究基金に属する現金は金融機関への貯金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

1. 教育・研究基金の運用から生ずる収益はこの基金に編入するものとする。

(処分)

1. 教育・研究基金は設置の目的に充てる場合に限り、その全部または一部を処理することが出来る。

(委任)

1. 教育・研究基金の管理は会長が委任した学内の幹事が行い、総会に報告する。

## 第6章 支 部

第23条 この会は次の各地に支部を置く。

北海道 茨城 新潟 東京・東北 長野 静岡 静岡東 浜松 名古屋 知多 三河 尾張  
尾北 岐阜 東濃 西濃 飛騨 三重 富山 石川 福井 京滋 奈良 大阪 和歌山 兵庫  
山陰 岡山 広島 愛媛 香川 徳島 高知 九州・山口 沖縄 台湾

第24条 新たに支部を設けた時には支部規約および支部会員名簿を本部に提出しなければならない。

## 第7章 雑 則

第25条 この会則の改正および変更は総会で決める。

第26条 この会則の運営についての細則は別に決める。

### 付 則

この会則は昭和23年6月20日から施行する。

### 岐阜薬科大学同窓会会則施行細則

第1条 この会は会員の福利の増進を図り、母校の記念事業に対して出来る限りの援助をする。

第2条 会員の冠婚葬祭につき通知あった時は適當の慶弔の意を表す。

第3条 事務を委嘱する時には適當の謝礼をする。

第4条 この会に対して特別な功勞があった者には適當の方法で感謝の意を表す。

第5条 母校職員の転退職に当っては記念品を贈呈する。

第6条 この会は同窓会報を年数回発行する。

第7条 この会は数年毎に会員名簿を発行する。

第8条 総会の議案は二週間前に総会案内状と共に全会員に配布しなければならない。

ただし、臨時総会についてはこの限りではない。

第9条 会員による議案は総会の一カ月前に本部に提出しなければならない。

第10条 支部所属外の会員が総会に出席しない時は議案に対し書面で賛否を表すことが出来る。

第11条 各支部ではその支部の意見を取りまとめて総会に提出することが出来る。この場合その支部会員数は出席者数に入る。

第12条 総会における緊急事項および役員選挙は出席者のみで決める。

第13条 役員会の議案は会議の一週間前に案内状と共に、全会員に配布しなければならない。

第14条 幹事および評議員が役員会に出席することが出来ない時は書面で賛否を表すことが出来る。書面の回答は出席者数に入る。

第15条 評議員である支部長が役員会に出席することが出来ない時は前条にかかわらずその支部から代理人を出席させることが出来る。

第16条 支部はその所在地名を用い岐阜薬科大学同窓会〇〇支部と言う。

第17条 支部は常に本部との連絡を図り、年1回以上その状況を報告し、支部を分設、併合または廃止した時は本部に通知しなければならない。